

おまつり機材借用申請書

No.

一般社団法人 花巻観光協会 会長殿

※ 太枠内の記入と確認をしてください。

申請日 平成 年 月 日()

氏名または 団体名			
団体の場合 代表者名		電話番号 (担当者名)	
住所	〒		

おまつり機材の借用を下記の通り申請致します。

借用期間 (持出～返却日まで)	平成 年 月 日() ~ 平成 年 月 日()まで ※ 申請できるのは6ヶ月先の同日まで、借用期間は最長5日間までとする。使用後は清掃し返却する。				
使用日 (機材を使う日数)	平成 年 月 日() . ※ 料金は実際に機材を使用した日数分のみとし、準備・撤去にかかる日数は含まないものとする。				
使用目的					
機材名	台数	日数	貸出料金	備考欄	◎受付・台帳記入 担当 月 日
① わた菓子機					◎貸出確認 担当 月 日
② かき氷機					
③ ポップコーン機					◎返却確認・料金受領 担当 月 日
④ 鉄板焼き機					
⑤ 焼き鳥機					
⑥ たこ焼き機					
⑦ 組立式テント					
貸出料金合計					月 日

貸出料金は①～⑥が1日3,500円、⑦が1日1,000円。2日目以降は一律1日1,000円ずつ加算する。

※ 申し込みを行う際に、以下の注意点を確認し了承した上で申請書を提出する事とします。※

- ◎当協会のおまつり機材貸付は、花巻市民及び市民団体への貸出しにより交流人口の増加を図ることを目的としています。
- ・よって、不法行為を行う恐れのある者やその利益となる可能性がある場合には貸出しを行いません。
また、その他にも当協会が貸出す事が適当ではないと判断した場合も貸出しを行いません。
 - ・広く市民に貸出すという性質上、機材の扱いに不慣れな方の利用もあります。メンテナンスは行っておりますが、ある程度の焦げ付き跡や目詰まりなどは予めご了承ください。
 - ・機材を借受けた者は適切な管理のもとに使用するものとし、機材を破損させた場合は当協会への速やかな報告と原状回復または損害賠償を行う事とします。
 - ・機材の使用によって生じたいかなる損害についても、当協会は一切の責任を負わないものとします。

おまつり機材貸付要綱

一般社団法人 花巻観光協会

◎目的

- 第 1. 花巻観光協会(以下「当協会」という)のおまつり機材貸付は、花巻市民及び市民団体への貸出しによって手作り露店を支援し交流人口の増加を図る事を目的とする。

◎対象

- 第 2. おまつり機材(以下「機材」という)は、花巻市民及び市民団体等に貸出すものとする。
ただし、以下に当てはまる場合は貸出しを行わない。

- (1)不法行為を行う恐れのある者や、その利益となる可能性がある場合。
(2)当協会が貸出す事が適当ではないと判断した場合。

◎申請

- 第 3. 機材の貸付を受けようとする者は「おまつり機材借用申請書」を当協会に提出するものとし、当協会は提出された申請書を審査し可否を決定・通知する。

◎機材

- 第 4. 貸出機材については別紙1(貸出機材・貸出料金表)のとおりとする。

◎料金

- 第 5. 貸出料金については別紙1のとおりとし、機材返却の際に支払うものとする。
第 6. 料金は実際に機材を使用した日数分のみとし、準備・撤去にかかる日数は含まないものとする。

◎期間

- 第 7. 申請は原則として申請日の6ヶ月先の同日分まで受け付けるものとする。
第 8. 持出から返却までの期間は原則として最長5日間までとする。

◎管理

- 第 9. 機材を借受けた者(以下「借受者」という)は、機材を適切な管理のもとに使用するものとする。
第10. 機材を破損させた場合は、当協会への速やかな報告と原状回復または損害賠償を行うものとする。

◎返却

- 第11. 借受者は申請した期日までに機材を清掃のうえ返却するものとする。その際には機材の検査を受け、貸出料金の支払いを行う。

◎その他

- 第12. 機材により生じたいかなる損害についても当協会は一切の責任を負わないものとする。

◎附則

この要綱は平成24年 5月14日より施行する。